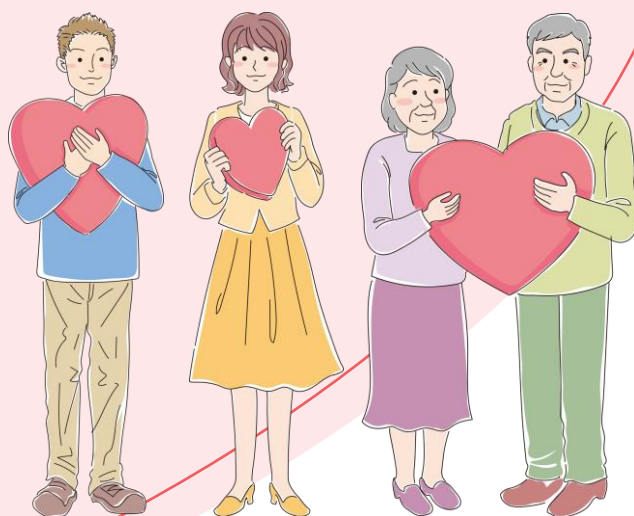


おひとりさま
死後事務支援事業

安心して人生の 最期を迎えませんか？

おひとりさま死後事務支援事業は、少額短期保険を利用し、逝去後の葬儀（直葬）、納骨、生前未払いとなった家賃等の債務支払い、家財処分、残った財産の遺贈などを行う事業です。



葬儀

直葬（通夜や告別式といった儀式を行わず、火葬のみを行う葬儀）を行います。



納骨

生前に決めたお墓、合葬墓、海洋散骨などへ納骨します。



家財処分

自宅、施設等に残った家財道具などを処分します。

—— 安心の6つのサポート ——



遺贈

契約時に作成していたただく遺言書に基づき、財産の処分を行います。



未払金精算

逝去後に残った未払い入院費、家賃等を残った財産からお支払いします。



見守り

月1回のお電話にて見守りを行います。

利用できる方



- 1 足立区内に居住する40歳以上90歳未満の方**
契約後は、90歳以降も更新できます。
- 2 支援できる親族がいない方**
死後事務を行う親族等がいない方。原則、単身世帯の方を想定しておりますが、同居している方が認知症や障がいをお持ちの場合には対象となります。
- 3 契約能力を有する方**
遺言書等を作成するため、ご自身で意向を伝えられる方が対象となります。
- 4 生活保護を受給していない方**
- 5 保険申込み要件に該当する方**
少額短期保険を利用した事業となるため、保険会社の申込み要件に該当しない方は、対象となりません。
※ 要介護3以上、認知症診断のある方、癌完治後5年経過していない方などは、ご契約できません。詳しくはご相談ください。

月額利用料

3,000円～7,500円

契約時の年齢、健康状態により異なります。
契約後の利用料は、原則変わりません。

その他費用

契約時には、公正証書遺言、
死後事務委任契約公正証書
の作成費用がかかります。

問い合わせ先

権利擁護センターあだち

03-5813-3551

(土、日曜日、祝日を除く)

午前9時から午後5時まで

足立区千住仲町19-3(千住庁舎2階)

